

全管協 SSI グループ 利益相反管理基本方針

2011年10月17日

全管協 SSI グループは、利益相反のおそれがある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう 本方針を定め、法令等に基づき適切に管理を努めます。

1. 対象取引およびその類型

本方針で対象とする「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます）は、当社およびグループ少額短期保険会社が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。対象取引については、次のような類型化を行い管理します。

- (1) お客さまの利益と当社およびグループ少額短期保険会社の利益が相反するおそれのある取引
- (2) お客さまの利益と当社およびグループ少額短期保険会社の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法

当社およびグループ少額短期保険会社は、以下に掲げる方法、またはこれらを組み合わせた方法等を用いて、適切に対象取引を管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- (3) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- (4) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制

当社およびグループ少額短期保険会社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理に関する統括部署または統括責任者を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。また、これらの管理を適切に行うため、役員・社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように 努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社において、利益相反管理の対象会社は、全管協 SSI グループの以下の少額短期保険会社です。

- ・ 株式会社全管協共済会
- ・ エタニティ少額短期保険会社

以上
